

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
トラッククレーン(50t)		GE-D380028C	
		作 成	平成 6年 9月 2日
		変 更	平成28年 9月20日
		作成部隊等名	補給統制本部 施設部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品のラフテレーンクレーン（以下，“クレーン”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、JIS B 0146-2、JIS D 0102及びGLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS B 0146-2	クレーン用語－第2部：移動式クレーン
JIS B 9808	グリースガン
JIS D 0102	自動車用語－自動車の寸法，質量，荷重及び性能
JIS D 6301	自走クレーンの構造性能基準
JIS D 8201	自動車用タイヤゲージ
NDS Z 8011	角形銘板

b) 仕様書

DSP K 5218	鉛・クロムフリー外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや）
DSP Z 1005	燃料携行缶
GE-Z421018	粉末消火器
GLT-CG-Z000001	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

## c) 法令等

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）

自衛隊の使用する自動車の番号、標識及び保安検査に関する達（陸上自衛隊達第95-3号）

## 1.4 関連文書

クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）

移動式クレーン構造規格（平成7年労働省告示第135号）

## 2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

## 3 製品に関する要求

### 3.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) クレーンの種類は、油圧式クレーンとし、クレーン能力は、50 t級とする。
- b) クレーンは、JIS D 6301，“特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律”，“自衛隊の使用する自動車に関する訓令”（以下，“訓令”という。），クレーン等安全規則，移動式クレーン構造規格に適合するものとする。
- c) この車両は，“特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律”に基づき，納入時における，最新の排出ガス基準に適合するものとする。

### 3.2 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は，調達品目表による。

### 3.3 性能等

性能等は，調達品目表による。

### 3.4 外観

外観は，きず，割れ，まくれ，さび，その他使用上の欠点がなく，仕上げの程度は良好でなければならない。

### 3.5 塗装

塗装は，調達品目表による。

### 3.6 製品の表示

製品の表示は，GLT-CG-Z000001の2.3によるほか，次による。

- a) クレーン本体に，NDS Z 8011に示す1種銘板及び2種銘板を，また，必要箇所に3種銘板を取り付けるものとする。  
なお，操作，安全などに関する表示，標識などは，日本語又は英語によって表示するものとする。
- b) 附属品箱及び予備（部）品箱には，物品管理区分標識（GLT-CG-Z000001の図2c）及び名称を表示するとともに，蓋の内面に4種銘板を取り付けるものとする。
- c) クレーン本体の前後面に，訓令に示す自動車番号標を取り付けるものとする。
- d) クレーン本体に，“自衛隊の使用する自動車の番号，標識及び保安検査に関する達”に基づき，陸上自衛隊標識を表示するものとする。

#### 4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

#### 5 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

#### 6 その他の指示

##### 6.1 附属品

附属品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1によるものとし、細部は、承認図面による。

表1－附属品

番号	品名	数量	規定
1	携行工具	1 式	製造者が規定する標準仕様による。
2	グリースガン	1	J I S B 9 8 0 8 のレバー式 (チューブ形), 4 0 0 mL, 長さ 3 3 0 mm のゴム製マイクロホースとする。
3	タイヤゲージ	1	J I S D 8 2 0 1 の高圧用
4	ハンドランプ	1	製造者が規定する仕様及び社内規格による。
5	タイヤチェーン	4	製造者が規定する仕様及び社内規格による。
6	スノータイヤ	6 <sup>a)</sup>	ホイール付き冬季用タイヤ
7	消火器	1	G E - Z 4 2 1 0 1 8 の粉末消火器・A B C 1 . 8 kg ・自動車用 (銘板及び表示板は不要)
8	非常信号用具 (非常用信号灯)	1	国土交通省保安基準適合品, 乾電池式 (単 3 アルカリ乾電池) 懐中電灯兼用ミニチュアバルブ (2 . 5 V 以上 0 . 3 A) 肩掛けフック付きとする。
9	給油図 (板)	1	—
1 0	敷板	1 組	製造者が規定する仕様及び社内規格による。
1 1	附属品箱	1	鍵付きの箱とし, 内部に適当な間仕切りを設け, 番号 1 , 2 , 3 , 4 を収納できるものとする。

**注<sup>a)</sup>** 調達要領指定書によって指定する場合を除き, 規定の数量とする。

## 6.2 予備(部)品

予備(部)品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表2によるものとし、細部は、承認図面による。

表2—予備(部)品

番号	品名	数量	規定
1	タイヤ	1	ホイール付き
2	電球	規定欄 に示す 数量	a) 前照灯は2個
3	グリスニップル		b) 前照灯以外は装着数の1/2個とする。ただし、装着 数1個の場合は1個、10個を超える場合は10個
4	ヒューズ		
5	Vベルト	1台分	—
6	予備(部)品箱	1	鋼製で鍵のかかる箱とし、番号1を除き収納できるものとする。ただし、ヒューズボックスを別に設けている場合は、ヒューズを除く。

## 6.3 承認用図面

契約の相手方は、契約後速やかにGLT-CG-Z000001の箇条6に基づき、全体図、主要諸元(カタログなどでも可)、附属品、予備(部)品及び銘板類についての承認用図面並びに塗装色色見本各3部(ほかに、承認願書だけ1部)を契約担当官等に提出し、承認を受けるものとする。

## 6.4 申請書類

契約の相手方は、訓令に基づく適用除外申請のため、次に示す書類を契約後速やかに契約担当官等に提出するものとする。

- a) 主要諸元表
- b) 外観四面図
- c) 原動機性能曲線図
- d) 走行性能曲線図
- e) 主要強度計算書
- f) 車体番号表

## 6.5 納入書類

### 6.5.1 添付書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、器材1台ごとに表3の書類を添付するものとする。

表3—添付書類

番号	添付書類	数量	注記
1	取扱説明書	1	GLT-CG-Z000001の箇条7による。 日本語版とし、合冊することができる。
2	整備資料(第1種)	1	
3	部品表(第1種)	1	
4	納入装備品のかしに関する 契約条項	1	

### 6.5.2 提出書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製品納入時、陸上自衛隊関東補給処古河支処に表4の書類を提出するものとする。

表4－提出書類

番号	提出書類	数量	注記
1	取扱説明書	a)	GLT-CG-Z000001の箇条7による。 日本語版とし、合冊することができる。
2	整備資料（第1種）	a)	
3	部品表（第1種）	a)	
4	完成品写真	1式 <sup>b)</sup>	四方写し（前、後、左、右）
5	試験成績書	1	製造者等の検査成績書に代えることができる。
<b>注</b> <sup>a)</sup> 数量は、調達要領指定書によって指定する。 <sup>b)</sup> 過去に納入実績があり、前回納入時と変更のない場合は、省略することができる。			

### 6.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

## 調達品目表

調達要求番号		作成部隊等名	補給統制本部 施設部
調達要求年月日	平成 年 月 日	作成年月日	平成28年 9月20日
仕様書番号	GE-D380028C		

### 1 調達品目

品名	カタログ製品名 <sup>a)</sup>
ラフテレーンクレーン	株式会社 加藤製作所 SL-500Rf 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）

**注<sup>a)</sup>** この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

### 2 性能等

同等と判断する要求基準は、次による。

- a) 全長は、13.25 m以下とする。
- b) 全幅は、2.9 m以下とする。
- c) 全高は、3.75 m以下とする。
- d) 機関形式は、4サイクル・水冷式・ディーゼル機関とする。
- e) 登坂能力( $\tan \theta$ )は、0.33以上とする。
- f) 車両総質量は、39 t以下とする。[車両総質量とは、車両質量に操縦手1名(80 kg)及び助手1名(80 kg)の総和質量をいう。]
- g) 上部旋回体装置 上部旋回体装置は、次による。
  - 1) 運転室 運転室は、次による。
    - 1.1) ワンサイド式で、乗員2名分のシートが備えられているものとする。
    - 1.2) 非常信号灯及び消火器の取付具を取り付けるものとする。
    - 1.3) 小銃保持具(64式・89式兼用型)を取扱い容易な場所に取り付けるものとする。
    - 1.4) ハンドランプ用のコンセントを1個設けるものとする。
    - 1.5) 室内に、除湿機能付エアコンを取り付けるものとし、クーラは11.3 MJ/h以上、ヒータは5.43 MJ/h以上とする。
  - 2) 安全装置 安全装置は、次による。
    - 2.1) 過負荷防止装置
    - 2.2) 過巻防止装置, 油圧安全弁
    - 2.3) 玉掛ワイヤ外れ止め
    - 2.4) 旋回ブレーキ, 旋回ロック装置
    - 2.5) 起伏シリンダ油圧ロック装置, 伸縮シリンダ油圧ロック装置
  - 3) 照明装置 24 V系の室内灯, 作業灯及びブーム先端灯を取り付けるものとする。

## 調達品目表（続き）

### 2 性能等(続き)

- 4) その他は、次による。
- 4.1) 基本ブーム側方のリード線については、走行中、樹木などによる破損を防止するための防護処置を施すものとする。
- 4.2) ワイヤロープの乱巻き及び脱落を防止するための機構及び監視装置を施すものとする。
- h) 下部走行体装置 下部走行体装置は、次による。
- 1) 訓令に基づく照明装置のほか、管制用灯火は、次による。
- 1.1) 運転灯(24 V-25 W) 1
- 1.2) 制動灯(24 V-6 W) 2
- 1.3) 尾灯(24 V-6 W) 2
- 1.4) 車幅灯(24 V-6 W) 2
- 2) 安全装置 安全装置は、次による。
- 2.1) 緊急かじ取り装置
- 2.2) スプリングロック装置又はサスペンションロック装置
- 2.3) ジャッキ油圧ロック装置
- 3) 下部走行体後部に、**DSP Z 1005**の燃料携行缶1個の取付具（燃料携行缶の取り外しが容易なもの）を取り付けるものとする。
- i) クレーン性能 クレーン性能は、次による。
- 1) つり荷走行能力は、前方つり（つり荷5 t以上）水平堅土上において、1.6 km/h以下で60 m以上走行可能なものとする。
- 2) 最大定格総荷重は、50 t×2.0 m以上（アウトリガ最大張り出し）6 t×3.0 m以上（アウトリガなし、停止時前方つり）とする。
- j) タイヤチェーン（4本）を収納できる鍵付きの収納箱を設けるものとする。

### 3 塗装

- 塗装は、次による。
- a) 塗装は、十分な防せい処理をし、下塗り塗装を行った後に上塗り塗装を行うものとする。
- b) 上塗り塗装は、クレーン車体（ディスクホイール含む。）附属品箱及び予備（部）品箱を、**DSP K 5218**の色番号2314（OD色7.5Y3/1）又は無鉛で、かつ、**DSP K 5218**と同等以上の性能をもつもの（OD色7.5Y3/1）を標準とし、2回塗り以上とする。
- c) シヤシ（機関、排気管及び消音器を除き、バンパ及びディスクホイールを含む。）は、黒とし、契約の相手方の仕様によって塗装するものとする。
- d) ブーム伸縮部（ブーム伸長時に現れる部位）の塗色は、黒を標準とする。
- e) 機関、排気管及び消音器は、契約の相手方の仕様によって塗装するものとする。
- f) 給油脂部は、赤色表示とする。